

iDeCo(個人型確定拠出年金)は①拠出時②運用時③受取時の3つのタイミングで税制メリットを受けることができます。今回はこの中から①拠出時の税制メリットについてご紹介します

【拠出時の税制メリット】

拠出する掛金の**全額**が**所得控除**となり、**所得税**と**住民税**が軽減されます

<年収・掛金による年間節税額(所得税と住民税の合計・概算)>

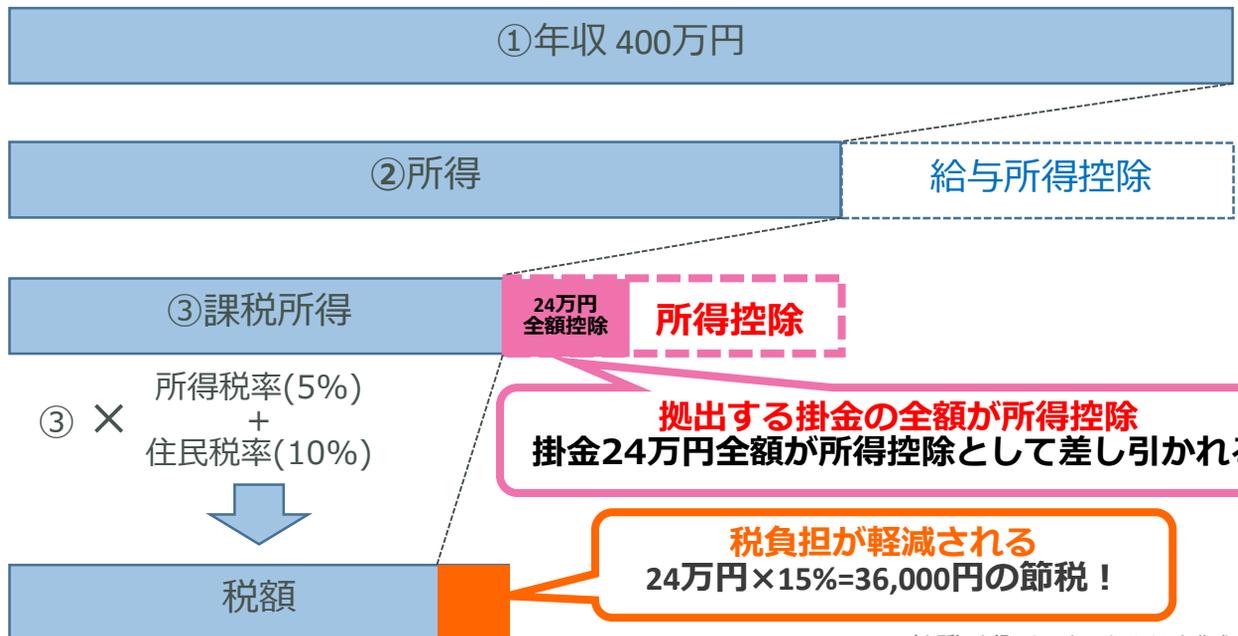
年収	税率 (所得税+住民税)	掛金			
		年6万円 (月5千円)	年12万円 (月1万円)	年18万円 (月1.5万円)	年24万円 (月2万円)
300万	15%	9,000円	18,000円	27,000円	36,000円
400万	15%	9,000円	18,000円	27,000円	36,000円
500万	20%	12,000円	24,000円	36,000円	48,000円
600万	20%	12,000円	24,000円	36,000円	48,000円
700万	30%	18,000円	36,000円	54,000円	72,000円
800万	30%	18,000円	36,000円	54,000円	72,000円

たとえば年収400万円(税率15%)の会社員が、年間24万円(毎月2万円)拠出すると**年間で36,000円税負担が軽減**されます。

- ※ 各年収の税率については、所得税率は年収から給与所得控除および所得控除(所得控除は基礎控除と社会保険料控除のみを考慮し、社会保険料控除は年収の15%として算出)を差し引いた課税所得を基に算出し、住民税率は一律10%として表示しております。なお、扶養親族の人数などによっては、税率に大きな違いがでることがあります。
- ※ 上記資料は令和2年5月現在の税制・関係法令等に基づき記載しています。今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。なお、個別の税務取扱い等については税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

iDeCoで税負担が軽減されるしくみは？

例：年収400万円(税率15%)の会社員が掛金を年間24万円(毎月2万円)拠出する場合



(出所) 中銀アセットマネジメント作成

重要な注意事項

- 当資料は、投資者のみなさまに当社ファンドへのご理解を高めいただくことを目的として、中銀アセットマネジメントが作成した情報提供資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に掲載しているグラフ、データ等は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は作成日現在のものであり、将来の市場環境の変動または運用成果を示唆あるいは保証するものではなく、将来予告なしに変更する場合があります。
- 当社は当資料に含まれる情報から生じるいかなる責務（直接的、間接的を問わず）を負うものではありません。

商号等 中銀アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第10号

加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

お問い合わせ先 086-224-5310（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.chugin-am.jp/>